

第六十一号議案

江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第四条第一項第一号中「児童で」の下に「ひとり親等が」を加える。

第六条中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第七条の二第二項中「同項に規定する」を「同項の」に改める。

第八条の見出しを「（届出義務）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならぬ。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第九条の次に次の一条を加える。

（損害賠償請求権の譲渡）

第九条の二 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合に

において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に對して有する損害賠償の請求権を江戸川区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に對して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第十条の見出しを「(助成費の返還等)」に改め、同条中「偽りその他不正な行為によつて、助成」を「医療費の助成」に、「ある」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「当該助成金」を「当該助成を受けた額」に改め、「一部」の下に「(第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によつて生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)」を加え、同条に次の各号を加える。

一 偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けたとき。

二 第八条第三項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかつたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかつたとき。

四 前条第二項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。

第十条に次の一項を加える。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第一号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第八条、第九条の二及び第十条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（説明）

第三者行為に係る医療費助成の求償の規定を設けるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。